

(仮称) 松茂スマート I C 地区協議会規約

(名称)

第 1 条 本協議会の名称は、「(仮称) 松茂スマート I C 地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、(仮称) 松茂スマート I C (以下「スマート I C」という。)の設置、管理及び運営等について、必要な検討及び調整等を行うことを目的とする。

(内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる内容について実施する。

- (1) スマート I C の設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。
 - ① スマート I C の社会便益に関すること。
 - ② スマート I C 及び周辺道路の安全性に関すること。
 - ③ スマート I C の採算性に関すること。
 - ④ スマート I C の構造及び整備方法に関すること。
 - ⑤ スマート I C の管理及び運営方法に関すること。
 - ⑥ その他スマート I C の整備、管理及び運営する上で必要な事項に関すること。
- (2) スマート I C の安全かつ円滑な設置及び管理運営に協力する。
- (3) スマート I C の運用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理及び運営形態等についての定期的な評価及び必要に応じた見直しを行う。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる機関等に所属する者のうちから松茂町長が委嘱する。

- (1) 国土交通省四国地方整備局
 - (2) 徳島県
 - (3) 徳島県警察本部
 - (4) 西日本高速道路株式会社四国支社
 - (5) 学識経験者
 - (6) 北島町
 - (7) 松茂町
- 2 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員の属する団体は、スマート I C の円滑な整備及び安全かつ円滑な管理及び運営に協力しなければならない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、松茂町長を充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務及び任期)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 役員任期は、2年とする。

(協議会)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の運営事務を行うため事務局を、松茂町建設課内に置く。

2 事務局は、協議会の庶務を行う。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要がある場合は、協議会の決議により行うものとする。

(解散)

第10条 協議会は、スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年6月28日から施行する。